

令和 7 年度(2025 年度)函館市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市長部局、各委員会事務局等、公営企業および議会事務局（以下「各部局等」という。）に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、以下の事業所等とする。ただし、以下のうち、(1)については、函館市、北斗市および七飯町に所在する事業所等とし、(2)から(4)については、函館市に所在する事業所等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき国および地方公共団体の助成を受けている事業所（小規模作業所）

(3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく事業所等

ア 障害者雇用促進法第 44 条第 1 項に規定する事業所（特例子会社）

イ 障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者（在宅就業障害者）

ウ 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する団体（在宅就業支援団体）

4 対象物品等および目標

対象となる物品等は、本市が契約によって調達する物品および役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。また、これらの物品等について、前年度実績以上の調達を行うことを目標とする。

5 調達の推進方法

(1) 物品等の情報提供

発注の円滑化を図るため、障害者就労施設等が提供する物品等について情報を収集し、各部局等への情報提供に努めるものとする。

(2) 随意契約による物品等の調達

障害者就労施設等から物品等の調達を行うときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号，地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

6 調達実績の公表

毎年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を、各部局等において取りまとめ、障がい保健福祉課に報告する。

障がい保健福祉課は、各部局等からの報告を取りまとめ、市ホームページ上に掲載する。